

全日本借家人組合深谷支部争議部

借家事件と借家人の戦術

借家人の必讀書

特500

279

氏名	妻
番号	658
備考	永久保



0035746000

0035746-000

特500-279

借家事件と借家人の戦術

全日本借家人組合深谷支部争議部・編

全日本借家人組合深谷支部

昭和7. 10

AGE

禁安1-437
特500-279

正誤表

一	二	三	四	五
六	七	八	九	十
十一	十二	十三	十四	十五
十六	十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
二十六	二十七	二十八	二十九	三十
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
三十六	三十七	三十八	三十九	四十
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
四十六	四十七	四十八	四十九	五十

目次

はしがき

一、借家人組合とはどんな團體か

借入に先づ注意せよ

無借金で借家出来か

借家契約書は必ず差入れねばならぬか

悪業主に白紙委任状を詐取されるな

借家契約書は必ず公正にするな

内容証明郵便とはどんなものか

四、先が斯くして家賃を値下げさせろ

先が斯くして値下の交渉をせよ

家賃値下を内容証明で通告せよ

三、値下家賃を受取らねばどうするか

四、家賃値下の最後の武器は何か

五、滞納家賃は即時棒引にさせろ

六、家賃滞納による契約解除——立退要求と斯く闘へ

一、解除通告書は受取つて置けばよい

二、法廷闘争を精力的に闘へ



正誤表

頁	行	誤	正
はしがき	裏面	権利を計ひ	権利を圖ひ
一	一一	を計ひ	を圖ひ
四	一〇	全租税	全を消る
七	四	る義務	る義務
七	五	()内の假差押の	假差押の消る
七	七	2. 法廷計筆を	2. 法廷闘争を
七	九	専門家へ	へを消る
八	一一	(ホ)減額滞賃を	(ホ)減額家賃を
九	一一	凡ゆる抗辯の	凡ゆる抗辯の
一三	七	計争によつて	闘争によつて
一三	七	此のであ	であを消る
一四	一〇	延期々間に	延期の期間に
一四	一四	金借家人の	全借家人の
一五	一一	2. 同様に計へ	2. 同様に圖へ

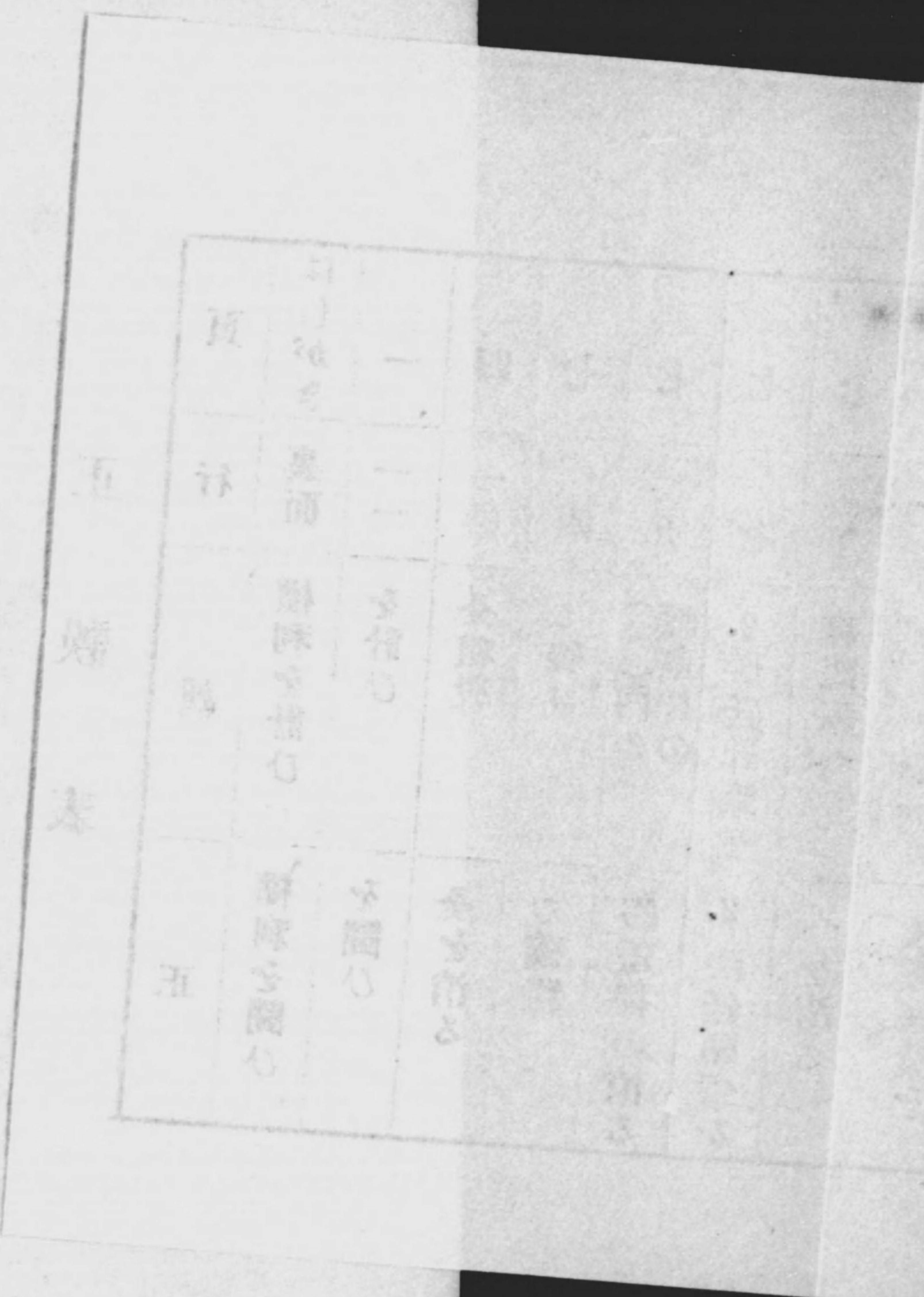
- 三、内容證明郵便とはごんなものか
 四、先が斯くして家賃を値下げさせる
 1、先がサシモノ値下の交渉をせよ
 2、家賃値下を内容證明せ通告せよ
 3、値下家賃を受取らればどうするか
 4、家賃値下の最後の武器は何か
 五、滞納家賃は即時棒引にさせろ
 六、家賃滞納による契約解除——立退要求と斯く闘へ
 1、解除通告書は受取つて置けばよい
 2、法廷闘争を精力的に闘へ



株主 1-437
特 500-279

▽ 團結せよ

全借家人は全日本借家人組合の旗の下へ！
而して家主の攻撃に備へよ！



目次

はしがき

一、昔家人組合とはどんな團體か
借入に先づ注意しろ
無敷金で借家出来るか
借家契約書は必ず差入れねばならぬか
悪家主に白紙委任状を許されるな
借家契約書は必ず公正にするな

二、内容証明郵便とはどんなものか
三、先づ斯くして家賃を値下げさせろ
1、先づサツエロ値下の交渉をせよ
2、家賃値下を内容証明で通告しろ

四、値下家賃を受取らねばどうするか
五、家賃値下の最後の武器は何か
六、滞納家賃は即時棒引にさせろ

七、家賃滞納による契約解除——立退要求と斯く闘へ
1、解除通告書は受取つて置けばよい
2、法廷闘争を精力的に闘へ



3、家賃不拂でも契約解除の原因とならない場合
イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、其他

七、不當なる契約解除解約中入には絶対に反対反しろ

- 1、借家権の譲渡又は轉貸による契約解除
- 2、不當極まる家主の解約申入と闘へ

八、仮差押は絶対に反対だ

- 1、假差押は不當なる家主、裁判所の仕打だ
- 2、假差押と斯たく闘へ

九、仮處分にも絶対に反対せよ

- 1、不當なる假處分とは斯うだ
- 2、假處分とは強力にかく闘へ

十、支拂命令には直ちに異議申立をしろ

十一、差押競賣は斯くして蹴飛ばせ

- 1、不當なる差押は絶対に反対すること
- 2、競賣を大衆の壓力でやらせるな

十二、強制立退は犠牲的に闘へ

- 1、一應法律的對策と勝利の示談を考慮せよ
- 2、巧妙に且つ大膽に強制立退と闘へ

十三、凡ゆる場合の家主の暴力を一蹴せよ

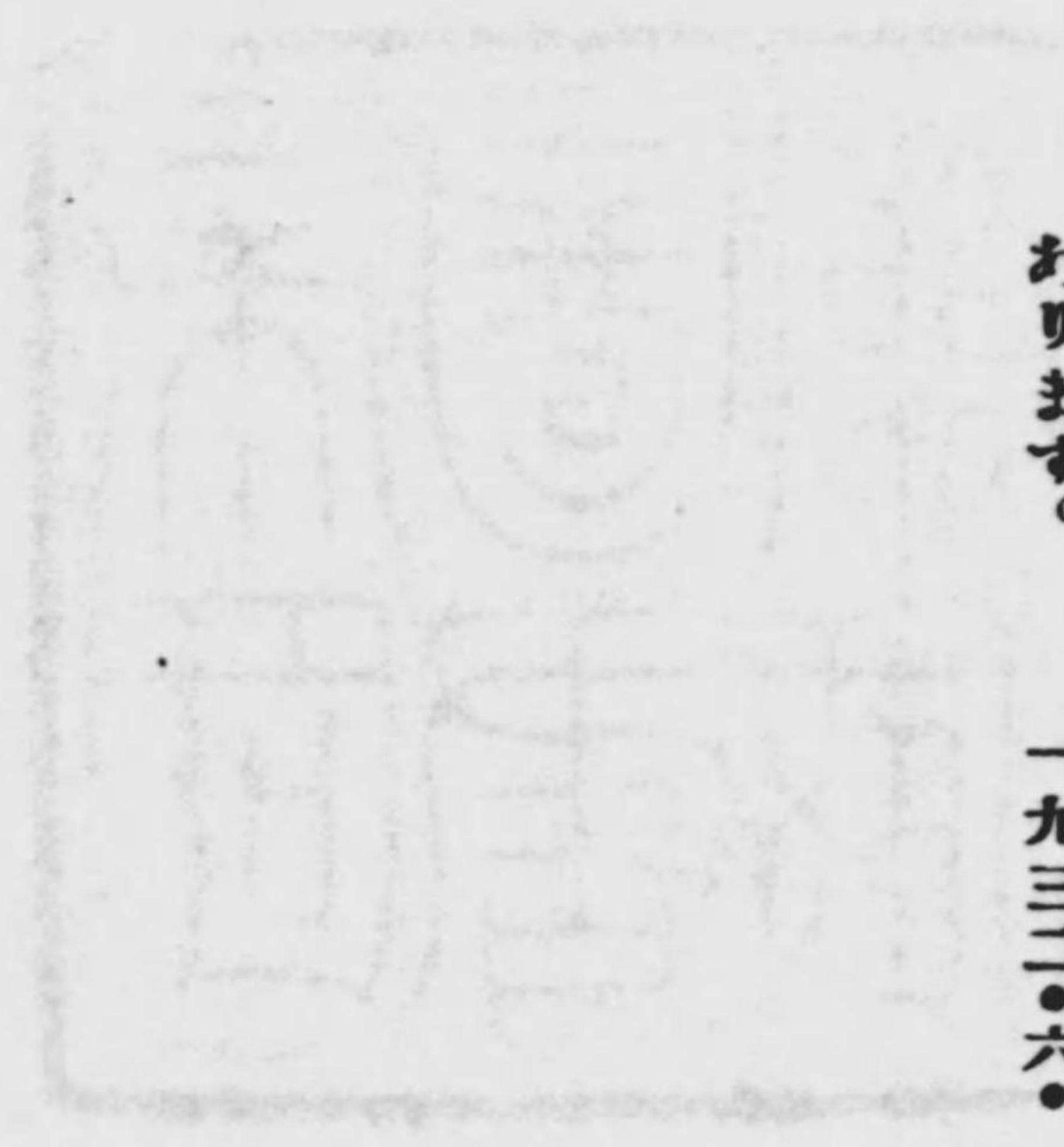
はしがき

全借家人諸君、不景氣は益々ひどくなつてゆくばかりだ。そして我々の生活は文字通りウエ死と隣合してゐる。自動車や一等車で通りすぎる政友會や民政黨の議員共は、此の我々の苦しい生活がわかるワケがない。だから彼等は、我々の苦しい生活を救済するやうな政治をやつた。それである。それである。それである。色々とゴマカシ口出を並べて、我々から高い税金を取り立てたり、金持共が自分で作つたポロ銀行のシリアルノートを、國家の名に於いて國費を私消してするのだ。それでゐて無産階級の借家人が仕事がない。商賣がなくとも、ペラボウに高い家賃を少しでもタメやうならば、借家人を直ぐタタキ出させる法律を此の議員共は作つたのである。

例へば民法、借家法、調停法等の借家人關係法律に於いても、裏面は勿論のこと表面までも家主のためにのみ作られてゐるのだ。こんな時代に借家人は何時までもボンヤリして

あると鼻毛までぬかれてしまうぞ。此の上奴等の口車にだまされてはならぬ、今こそはつきり目を覺して強力な團結の力で我等の生きる爲めの權利を計ひ取るのだ。

附 本書は借家人の當面知らねばならぬ、法律及び戦術を極く簡単にまとめたものであります。故に讀者諸賢に於いて必ず多くの不滿の點があるだらうと考へるのですが何分の御諒承を仰ぐものであります。 一九三二・六・ 著者



一、借家人組合とはどんな團體か？

今まで家主と借家人の争は個々に解決されて来た。が、今の世の中は法律も裁判所も×も其の他すべて政治と政治が盡く資本家本位に出来て居り、従つて家主對借家人の場合でも露骨に家主の味方であつて、借家人の爲になるやうな事は間違つてもあり得ない時代になると、我々借家人も黙つては居られない。そこで借家人組合は、借家人に、借家人は搾取される階級であるし、壓迫される階級であることを自覺させ、各借家人の個々の要求を統一し、個々に起きる紛争を一人の力ではとても、辯護士は愚か三百代言さい頼めな、無産借家人が大衆的團結の偉力をもつて、永續的に且つ無産階級として家主共及び其の手先と闘ふところの、借家人の團體である。だから三百代言の集りや、暴力團、選挙アテ込みのイカサマ團體では斷じてないのだ。そして借家人組合の最後の目標は「家賃なき社會」「搾取壓迫なき社會」を計ひとることであつて、差し當り當面の仕事は、借家人の居住權を確立するために、家賃を即時値下しろ、滞納家賃を棒引にして家賃の取立を拂へるまで待て、強制立退は絶対にヤメろ、政府は無産者に無料の住宅を與へろ、等々の全借家人の要求を闘ひとることが目的なのである。

二、借入に當つて先づ注意しろ！

1、無敷金でも借家出来るか？

出来る。我々は敷金を差入れることには絶対反対だ、法律は敷金を禁止せよと要求し、既に入れた敷金を返させるか、又敷金には利子をつけろと要求するのだ、だから借り入れの際貸す借るの口約又は文書さへあれば勿論敷金なんか納めるに及ばない。前家賃程度で借家契約書はなくともドシドシ飛び込んで構はない。決して家宅侵入にも不法占據にもならない。若し家主が敷金を入れないなら立退いてくれなんて言つて来てもかまはないからがらんばつてゐて差つかへない。

2、借家契約書は必ず差入れねばならぬか？

愈々借家すると決まれば別に借家契約書を必ず入れなくとも何等不法ではないが、私製證書であれば何枚入れたからとて何等こんな證書では直接差押や競制執行の執行力はないのだから差入れてもかまわぬ。

3、悪家主に白紙委任状を詐取されるな！

家賃を滞納した場合、白紙委任状でも詐取されてゐると、突然執達吏がやつて来て家財道具商賣道具をオツボリ出されて家を釘付にされてしまふぞ。家主は借家人の無智につけ込んで借家契約書を差入る際、巧妙な言語で白紙に借家人の印を押してしまふ、又紛争の起らない以前何か借家人の印でも入る際、巧妙に白紙に印を押して所謂白紙委任状と云ふものをまきあげる。此の白紙委任状に依つて、家主は勝手に借家人の代理人辯護士を選立して所謂即決和解をする。出来上つた和解調書によつて、家賃の滞納其他の理由で家主が家を貸して居くのがいやになると直ちに家屋明渡の強制執行を前記の様にやつてしまふのだ

だから此の不當極まる白紙委任状を絶対に詐取されてはならない！ 若し詐取されたことに気付けば、早速取消の内容証明郵便を家主にタタキつけて反対の意志表示をしておくべしだ和解調書が作成された後だと、非常に面倒にもなるし相当多額の裁判費用もかゝる、だがこのまゝ放つては於けないから借家人組合の辯護士等に依頼して出来るだけの方法を講じて闘争をして此の不当な家主をやつつけねばならぬ。

4、借家契約書はなるべく公正にするな！

どうしても公正證書にせねば借入が不可能ならば、入つてから必ず公正にするからと云つて兎に角家屋の引渡を受け、入つたが最後までこまでも公正をしないことだ。それは決して詐欺でも何でもない。まして私製證書で借家して居れば敢へて公正等にする必要はない。公證人役場で作製する此の家屋賃借公正證書によつては、家賃延滞を理由として契約解除をしても裁判をしずに直接強制立退をすることは出来ない。たゞ差押へ競賣が出来るのみだ。だから公正證書に依つて借家したならば差押を極力防ぐ方法を講じればよい、その方法に就いては仮差押の項を参照せられたし。

三、内容証明郵便とはどんなものか？

内容証明、配達証明、書留郵便のことを簡略して通常内容証明郵便と云ふのであつて、一通を郵便局が保管し、一通を差出人に交付し、一通を宛名人に送達するのである。だから宛名人は此の郵便物を受取らないとか、内容を知らないとか云ふことを許されない。だ

番地氏名等に間違があれば勿論受取る必要はない。例へば家主が内容証明郵便で「三日以内に延滞家賃二百圓を支拂へ若し支拂はなければ契約を解除する」と通告して来た場合に三日以内に支拂はななくとも決して差押もされなければ又明渡す筋台のもでなく、なまじの言ひ譯や滞納理由等の返事も出す必要はない。これは後日裁判の時借家人は確に二百圓の滞納をした。家主は契約の解除を確に通告したと云ふ單なる證據物件にすぎないのであつてこんなものに驚く必要はない。

四、先づ斯くして家賃を値下げさせろ！

現在の家賃は借家人たる労働者、中小商工業者、俸給生活者等々の収入ないしは日常商品と比較するとき全国的に見て三割ないし、五割方も高い。そこで「家賃を即時五割値下げしろ」の要求を全借家人は根強く家主に迫らねばならぬ、ましてこうした全租税が下つた物價も下つたにも拘らず借家人の要求を無視して、實際家賃が八圓にもかゝはらず「私の處は十圓です」などと云ふ馬鹿な借家人が「今時の社會」にまだくあるがこんな手合せを間接に家賃の値上げを家主に手傳つて居る様なものである。實は貴殿の處だけ特別安いのだから近所へ十圓と云つて呉れなどと家主に頼まれて吹聴する見榮や虚榮は絶對にやめねばならぬ。

1、先づガツチリ値下の交渉せよ！

借家人は家主に對して、租税が下つた、物價も下つたにも拘らず今の家賃は場所柄高い、

時節柄五割も高い。

等々のお互の借家に付合した家賃値下の合理的理由を作り、何割値下して呉れと根強く申入れるのだ。その申入を聞き入れ、ばよいがそんな奇篤の家主は一人だつてゐない。そこで戦ひは開かれるでは如何すればよいか。

2、家賃値下げを内容証明郵便で通告しろ。

右の如き要件のうち幾つかを挙げ内容証明郵便を以つて通告してやれば、通告以後は値下家賃を支拂へばよい。そして値下家賃を支拂ふ場合、後日のため代理人にもたせるか、

第三者を立會せることを必ずすべきだ。

3、値下家賃を取らねばどうするか？

若し値下家賃を支拂つたところ家主がそれを受取らなければ、その金を供託局へ手續して供託してしまふ。供託することによつて借家人は、合理的な値下家賃ならば支拂ふと云ふことになるのだ。そこで斯く粉争して來ると大抵の家主が、家賃延滞の理由で契約解除の通告を寄こした後、延滞家賃請求並びに家屋明渡請求の本訴を起して來るであらう。から借家人はあらゆる證據と手段を用意して居いて争ひ強欲家主をたゞのめさなければならぬ。

4、家賃値下の最後の武器は何か？

それは借家人組合の指導による家賃値下同盟での大衆的闘争である。この闘争組織は全国的に、地域的に、又時としては一家主を目標として結成され、政治的闘争を通じて家賃値

六
下の目的を達成せしむるのである。而して全借家人は此の同盟を絶對的に支持し共通の權利をまもらなければならぬ。

五、滞納家賃は即時棒引にさせろ！

我々は家賃値下の要求をすると同時に滞納家賃を即時棒引にしろ！と要承せねばならぬ。そして家主がこの要求を聞き入れよばよいが、訣裂すれば家主はおそらく家賃延滞を理由として、次いで延滞家賃請求並びに家屋明渡請求の本訴をして来るであらう。然らば他に滞納を棒引にさせる方法はないか？合法的に無家賃でガンバルことは時として幾らでも出来る（法廷戦の項参照）又合法的に家賃延滞の責任を回避することも出来る（同上）勿論借家人が勝手に滞納を棒引することは出来ない。だが借家人大衆の強固な團結により滞納棒引運動を家賃値下運動に結びつけ、強力に計はれてのみこの要求は獲得されるのだ。

六、家賃延滞に依る契約解除——立退要求と斯く闘へ！

家主の不當なる契約解除の九五パーセントまでは家賃の延滞を理由とするものである。と云ふことは「今の社會」が如何に無産者の生活を苦しめてゐるかをハッキリ物語つてゐる。1、解除通告書は受取つて置けばよい。だから「今の法律は」借家人が病氣、失業、不景氣等の故に家賃を滞納することを許さな

いそうした理由で滞納すると家主は向ふ三日以内に延滞家賃を一時に拂へ。でなければ契約を解除すると云ふやうな文句を並べた内容證明郵便をよこしてくる。が内容證明なるが故に氏名番地等の間違なき限り受取つて戦ひの用意をするのだ。別にこれに對して回答する義はないが、家賃を拂はない正當な理由があれば回答書をタタキ突けてた方がよい。こうしてゐる間に家主は仮處分、（仮差押へ仮處分、仮差押の各項参照）をしてくる。次いで家主は家屋明渡並に延滞家賃請求の訴を起す、と訴狀がくるそれは受取るべきだ。

2、法廷計筆を精力的に闘へ！

愈々紛争が資本家、地主、家主本位に出来上がつてゐる、裁判所に持ち出される。そして此の裁判所で黑白を争ふ爲には相當多額の費用を必要とし、専門家へ（辯護士）でないとは殆んど手が付けられないやうに仕組まれてゐる。こゝに至つて法律も裁判所もよりハッキリその正體をバクロしてゐる。だが借家人は裁判所に於ける家主の攻撃に對して、それぞれ事情に従ひ臨機應變に凡ゆる抗辯材料をもつて精力的に闘へ抜け、次に家賃を不拂しても契約解除ならぬ場合の例を擧げる。しからは如何なる場合。

3、家賃不拂でも契約解除の理由とならないか

（イ）破損箇所を完全に修繕するまで家賃を支拂なくともよい
家主は完全なる家屋でなければ家賃を取立る權利がない、民法第六百六條 賃貸人（家主）は賃貸物（家屋）の使用収益に必要な修繕を爲す義務を負ふと規定してある。
この法律に従つて借家人が修繕を要求したところ家主が修繕をしないから家賃を支拂はず

に於た。故に借家人は家賃延滞の責任がない。だから契約解除の理由とはならない。

(ロ) 家主が修繕しない爲借家人が自費で修繕した故にその修繕額と對等額の家賃は支拂はなくとも家賃不拂の理由とはならない。

(ハ) 家主が故意に家賃を受取らない場合

何かの都合で家を貸して居くのがいやになると、故意に家主は家賃を受取らないことがある。こんな場合何等借家人に家賃不拂の責任はない。故に契約解除の理由とならない。そして拒絶された家賃は出来る限り供託局へ供託すべきである。供託する場合家主が勝手に供託金を受取れないやうにするために供託書を送らなくとも違法でない。

(ニ) 催告された滞納家賃を持つていつた處家主が故意に受取らない場合家賃不拂の理由とはならない。

(ホ) 借家人の合法的な減額滞賃を家主が受取らない場合借家人に不拂の責任はない。

(ヘ) 家主の不当な値上げに對して借家人が舊家賃を支拂つた處家主が受取らなければ借家人に不拂の責任はない。

(ト) 敷金は幾らあつても、一つでも滞納すると契約解除の原因となる。此の判決例には絶対反對だ。等々

勿論この外千差萬別だが、抗辯に適した凡ゆる材料を見出して能ふ限り闘はねばならぬ。

七、不当なる契約解除、解約申入は絶対反對だ！

1、借家権の譲渡又は轉貸による契約解除

家主の承諾なき借家権の譲渡又は轉貸を受けた借家人には借家権が無いから家屋を明渡せと云ふ家主の訴は、その承認を確定的に書面又は口頭でしたか、又は黙認したかで決定される。若し家主が譲渡を受けた人又は轉貸を受けた人から家賃を月々取立て、ゝれば暗黙の承認であつて右の家主の訴は契約解除の原因とはならない。(かゝる新判例もある)

2、不當極まる家主の解約申入と闘へ!

何等借家人に落度がなくとも家主は勝手に契約の解除を申入れられると云ふ不當極まることには絶対反対だ。即ち家主は解約の申入をなした後三ヶ月経てば(借家法六ヶ月)民法により解約申入を理由として家屋明渡請求が出来、民事訴訟法によれば解約申入と同時に明渡請求が出来ると云ふ。此不當極まる訴に對しては、家主本位の得手勝手な法律の正體を徹底的にパクロし、凡ゆる抗辯の材料をもつて此の解約申入れとはあくまで闘ひ抜け。

八、仮差押は絶対的に反対だ!

1、仮差押は不當なる家主、裁判所の仕打ちだ。

家賃を滞納した場合、借家契約が公正證書になつてゐるか、裁判上和解になつてゐるか判決又は支拂命令が確立してゐるか、又は調停で決つてゐる場合には、家主は不當にも借家人の財産を差押へ競賣してしまふ。が、其他の場合に於いては仮差押、仮處分をして來る。家主は借家人が家賃を滞納したと云ふ理由で、裁判所へ假差押命令を申請すると、裁

判所は家主の言ひ分をのみ聞いて、請求金額の三分の一位の保證金をつませ、直ちに借家人の家財道具から商賣道具まで假に差押へてしまふのだ。それは若し裁判が長い間かゝると、借家人が其のうち無財産にでもならうものなら折角勝訴しても一文にもならない。故にあらかじめ家主が勝つるものと見做して、借家人の財産を假に差押へて置こうと云ふ家主、裁判所のヘラボウな仕打なのだ。

2、假差押と斯く闘へ

假差押も本差押同様、執達吏が来るであらう以前に、營××を變×したり、×品を委××にしたり、家財道具の金目の物だけでも第二×から××してゐることにしたりすることによつて、出来るだけ不當な假差押をさせなくするのだ。そしてなるべく×品賣渡の公正をする事だ。ところが最近そうした借家人の理由を無視して不當な假差押を強行する執達吏があるからガンゼン借家人はガンバルことだ。又番地、氏名等に少しでも間違があればそれをタテに假差押を絶対に拒絶せよ。一度假差押をされてから異議申立、口頭辯論等をなすことは経費的に時間的に、無産借家人にはどうしても出来ないから、あくまで公正してあることをたてにガンバラねばならぬ。又此の假差押を借家人組合の指導と援助の下に大衆的に拒絶することを知らねばならぬ。

九、假處分にも絶対に反対せよ！

1、不當なる假處分とはこうだ

假處分と云ふ不當な處分は、例へば家賃延滞を理由として家屋明渡請求訴訟を家主が提起した場合、その訴訟が長びくとすると、その間に借家人が該家屋を轉貸、讓渡等をなせば折角家主が勝訴したとしても何にもならない。だから訴訟を起すと同時に、家主が裁判所に申請すると裁判所が、假處分以後は絶対に轉貸讓渡等を裁判所の許可なくしてすべからずと云ふ。實に家主の言ひ分だけを聞き入れた不當なる假の處分だ。

2、假處分とは強力に斯く闘へ！

だが、此んな假處分には驚くことはない。借家人は以前通りその家屋にガンバレばよいし又×××に一部××(××)をする事によつて、そのを××裁判費用に振り替へ家賃不拂をもつて徹底的一年でも二年でも家主と闘ふことだ。

若しすでに間貸でもしてあればその部分だけは事實を舉げて假處分の執行を絶対に拒避せねばならぬ。其他は假差押に對する闘争と同様強力に闘はねばならぬ。

十、支拂命令には直ちに異議の申立をしろ！

例へば家主が借家人の滞納家賃を取立てる方法として、裁判所へ支拂命令の申請をすると裁判所は民事訴訟法により「借家人の言ひ分を聞かずして」家主の申立のみを聞き支拂命令と云ふものを借家人へ送達して来る。若し借家人が二週間以内にその支拂命令に異議の申立をしないと、不服なきものとして裁判を後廻しにして假の強制執行をやつてしまふ。又假執行宣言付支拂命令に對しても、異議申立によつて、確定判決と同一の効力はなくな

十二
る斯くの如く異議申立をすることに依つて支拂命令は無効となる。だが、裁判上の請求が無効となる譯ではないから、家主は改めて「訴ノ提起アリタルモノト」看做される。勿論それで裁判所で争ふことになるのであるが家主は此の訴訟のために多額の費用をかけねばならぬ。他方借家人は訴訟を出来るだけ長びかせて家主を徹底的にコラシめるのだ。だから支拂命令には必ず異議の申立をするがよい。

十一、差押、競賣は斯くして蹴飛ばせ！

1、不當なる差押は絶対に反対する。
資本家、地主、家主のためにのみ作られてゐる「今の社會」の法律は、労働者が、小作人が、借家人が彼等に借金してゐたら、小作米を、家賃を滞納してゐると、家財道具商賣道具は勿論、我等の給料までも差押へ競賣してしまふ。しからは此の不當なる差押は如何なる場合にやつて来るか例へば次のやうな場合、家主が、裁判所へ申請すると、翌日差押禁止物件以外は凡てのものを差押へる。即ち家主の勝訴判決、假執行宣言附未確定判決裁判上の和解、調停調書、支拂命令確定後、及公正證書に基づく場合である。
若し借家人の財産が家主以外の第三者に差押られてゐる場合、即ち三者執行にかゝつてゐる場合には家主は絶対に借家人の財産を差押へることは出来ない。又單なる賣渡貸借公正證書になつてゐる場合及び營業名の變更してある場合は理論上差押は出来ない筈であるが最近はその事にかまわず差押を強行するやうになつた。この不當なる差押へには直

ちに裁判所へ異議の申立をして争ふのであるが、この異議申立差押へに對する法律的逆襲戰術は全く専門的になるし、この小冊子にはとても書き入れることは出来ないで残念乍ら大體の方法だけに止めておく。

2、競賣を大衆の壓力でやらせるな！
斯くても差押物件が、愈々競賣されるとなれば、今度は競賣に際し、競賣代金に對する配當加入要求の申立をなし、一錢でも多く強欲な家主に渡さない様にするのだが最も有効なる方法は、借家人組合の強力なる指導と援助による對差押競賣への計争によつて此のである。不當極まる強制執行を完全に蹴散らすことであるが、これには可成りの犠牲的覺悟が必要である。

十二、強制立退は犠牲的に闘へ！

1、一應法律的對策と勝利の示談を考慮すべきだ。
先づ法律的對策として異議の訴を起すことで異議の訴には執行方法に對するもの、執行文付與に對するもの、請求異議の訴等がある。そのうち請求異議の訴最も多く理由は例へば一旦判決は確定したがその後兩者で判決の効力を無効とする非和解が出来たとか、和解調書調停調書が所謂白紙委任状によつて無効のものであるとか、又は家主が故意に家賃を受取らないので借家人に延滞の責任はないとかの理由で裁判所へ強制執行に對する異議の訴を起し得る。がそれで強制執行は止らない、異議の訴を起したことを理由として強制執

行停止命令を裁判所へ申請せねばならぬ。が此の爲には相當多額の費用がかかる。無産借家人には先づ出来ないことだ、そこで條件によつては示談で強制立退を避けるも一方法である。若しそれが出来なければ愈々強制立退は迫まつて来るしからはこれを如何にして排撃するか。

2、巧妙に且つ大膽に強制立退と闘へ！

強制立退に執達吏は數名、時としては何十名ものゴロツキを同行して来るが、斷じて執達吏以外は家内に一步たりとも入れるな。そして執達吏に今病人があるから向ふ十日待つて呉れとか、一週間以内に必ず任意に明渡すから待つて呉れとか云へば必ずしも執行をやらぬ。どうしてもやると云ふならば、何處か小さな間をのみ執行させる、即ち一部執行だ斯くて延期々間に法律的對策として執行を停止させるか、それが不可能な無産借家人は、此の言語に絶する強制立退をあらゆる手段をつくしてハネ返すのだ！ この不當極まる強制立退によつて只さへ生活にあへぎぬいてゐる無産借家人を路頭にタタキ出す悪家主と決死的に闘ふと同時に我々無産借家人を餓死線へ突落すことを許す法律、執行を強行する裁判所の正體をバクロし！ 金借家人の住宅を保證しろと、叫びつゝ強力なる借家人組合の指導と援助の下に根強く勇敢に闘はれてのみ勝利し得るのだ。事ここに至つて益々我々全借家人の強力なる團結の必要と。決死的覺悟が要るのだ、全借家人諸君用意はいゝか！

十三、凡ゆる場合の家主の暴力を一蹴せよ！

借家爭議激化に伴つて、最近暴力を用ひ直接壓迫に出る悪家主がひん／＼と表れて來た。こうした家主こそ借家人組合の強力な團結と指導の下に徹底的にタタキノメさなければならぬ。

1、家賃が滞つたからと云つて決して家主の暴力を黙過するな！

借家人が例へごんな不都合の理由で半年や一年の家賃を延滞したからと云つて、家主が暴力を以つて家屋明渡を強要し得るものではない。若し借家人の留守中家主の暴力團が來て疊、建具の造作は勿論、家財道具、商品等を家外へ放り出して家を釘付けにでもしたらば借家人は直ちに釘付けをブチ壊し當然原狀に復せしめる権利がある。若しその造作が家主の所有であつて、家主の家へでも持ち去つてゐたならば當然取返す権利があるのだ。そして住居侵入、暴行、器物破棄で告訴し徹底的に逆襲しろ！

2、家屋の一部に對する暴行も同様に計へ！

例へば屋根をはがしたり「ヘイ」を取こはしたならば直ちに取り壊した個所を、完全に修繕するまで家賃を拂はなくとも延滞の責はないのだ。それは便所でも干物臺でも同様。毀棄罪でドシドシ検事局へ告訴しろ！

特500

279

非賣品

發行所 全日本借家人組合深谷支部
埼玉縣深谷町西島五七八

發行兼印刷人 柳 徳 治
埼玉縣深谷町西島五七八

著者全日本借家人組合本部教育部
東京市神田區小川町天下堂ビル
西尾周市

昭和七年十月十日印刷
昭和七年十月廿七日發行

(定價金 錢)

附

十六

全日本借家人組合綱領規約拔萃

一、綱 領

一、本組合は借家人の階級的團結により居住權確立の爲めの闘争をなすことを期す
二、規約要綱

一、機 關

1、大會 2、中央執行委員會 3、常任中央執行委員會 4、專門部

二、組織宣傳部 2、爭議部 3、教育出版部 4、政治部 5、調査連絡部 6、財政部
三、役員

1、中央執行委員長一名 2、專門部長六名 3、書記長一名 4、書記若干名 5 會計
二名 6、會計監查二名

四、會 計

1、組合費一ヶ月三十錢 2、本部費十錢 3、支部費二十錢

五、支 部
1、支部大會 2、支部長一名 3、專門部若干名 4、支部委員會 5、會計若干名

